

**No1 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について（議案第 104 号）**

今回の議案は、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの経費を公費負担できる規定を追加する条例の一部改正をするものですが、今回の議案に対するご意見を募集致します。

**1 改正の背景**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正により、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラを使用できるようになり、その経費を公費負担することができることとなった。

本市の選挙運動の公費負担に係る条例である「四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」と「四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例」を1つに整理し、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの経費を公費負担できる規定を追加しようとするもの。

**2 条例改正の内容**

(1) 条例の名称を変更

改正後	改正前
四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例

(2) ビラの公費負担

	四日市市議会議員選挙（追加）	四日市市長選挙（既存）
単価の限度	7円51銭	7円51銭
作成枚数の限度	候補者一人につき2種類のビラあわせて4,000枚	候補者一人につき2種類のビラあわせて16,000枚
公費負担限度額	7円51銭×4,000枚=30,040円	7円51銭×16,000枚=120,160円

(3) 四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年四日市市条例第45号）を廃止

**3 施行期日**

平成31年3月1日

議案第104号

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成6年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の<u>公費負担</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>142条第11項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに<u>法142条第1項第6号のビラ</u>（以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の<u>公費負担</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の<u>公費負担</u>)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(ビラの作成の公費負担)</u></p> <p>第7条 候補者は、<u>第10条に定める限度</u></p>	<p>四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の<u>公営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の<u>公営</u>)</p> <p>第2条 (略)</p>

額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成事業者」という。）との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合においては、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第

1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成事業者」という。)との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの

(ポスターの作成の公営)

第7条 候補者は、第10条に定める限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525.06円に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補

申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成事業者からの請求に基づき、当該ポスター作成事業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額とする。

第15条 (略)

者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額とする。

第11条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される四日市市議会議員及び四日市市長の選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された四日市市議会議員及び四日市市長の選挙については、なお従前の例による。

(四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の廃止)

3 四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年四日市市条例第45号)は廃止する。